

## 産前産後期間における函館市国民健康保険料の軽減に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号。以下「条例」という。）第19条の4の規定による保険料の減額および第24条の3第1項の規定による届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(出産被保険者に関する届出)

第2条 条例第24条の3第1項の規定による届出は、別記第1号様式の届出書によるものとする。なお、市長は、同条第4項の規定により届出を省略させる場合は、職権により届出書の作成を行うものとする。

2 前項の届出書を受け付けるときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 出産予定日または出産日より前から届け出ることができる旨

(2) 出産後に届出を行う場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入する旨

(3) 前住所地の市町村に当該保険料軽減について届け出ている場合は、その際に届け出た出産予定日または出産日を記入する旨

(4) 出産予定日または出産日を確認することができる書類を添付する旨

(5) 単胎妊娠または多胎妊娠の別を確認することができる書類を添付する旨

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。